

平成28年2月18日

東京都知事
舛添 要一 様

東京都議会自由民主党
幹事長 宇田川 聡史

無料低額診療事業の基準見直しに関する要望

わが国では、国民皆保険制度により、全国民が公的医療保険に加入し、誰もが一定の自己負担で医療を受けることができます。また、公的給付の範囲が広く、「必要かつ適切な医療は基本的に保険診療により確保する」体制が確立しています。

これに加え、社会福祉法には、生計困難者に対して、無料又は低額な料金で診療を行う無料低額診療事業が規定されており、都内では社会福祉法人立の医療機関を中心に、52の医療機関で実施されています。

都においては、難病患者や社会福祉施設入所者等に対する医療を確保するため、昭和50年以降、国で定める基準のほかに、独自の基準を設けて実施されてきましたが、今般、社会環境の変化等を踏まえ、独自基準を撤廃する方針を示されました。

独自基準制定時に比べ、現在では、難病患者や施設入所者等に対する医療は、一般の医療機関においても広く提供されており、他の医療機関との均衡等も考慮すると、基準の見直しが必要であることは理解できます。

しかしながら、独自基準を撤廃した場合、現在、事業に取り組んでいる医療機関の多くに影響を及ぼすことになります。

これまで、生計困難者等に対する医療提供に貢献してきた医療機関が、本事業の趣旨を踏まえ、引き続き円滑に医療を提供できるよう、下記の事項について要望します。

記

- 1 独自基準の見直しにあたっては、これまで都の医療政策課題に取り組んできた実績等も踏まえ、一律に撤廃するのではなく、段階的な措置を講じること
- 2 独自基準の見直しの実施にあたっては、影響を受ける医療機関が適切に対応できるよう、一定の猶予期間を設けること